

## ○焼津市建設工事成績評定要領

平成20年4月1日 内規

(趣旨)

**第1条** この要領は、工事成績の公正かつ的確な評定を行い、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資するとともに、適正な工事の施工を確保し、品質向上を図るため、焼津市建設工事検査規程（平成6年焼津市訓令甲第9号。以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、工事成績の評定に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

**第2条** 工事成績の評定（以下「成績評定」という。）の対象とする工事は、焼津市が発注する請負工事のうち、1件の請負金額が130万円以上の請負工事とする。

(成績評定を行う者)

**第3条** 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次により、検査を行う職員（以下「検査監等」という。）及び担当監督員等並びに総括監督員とする。

(1) 検査監等

規程第3条の規定による。

(2) 担当監督員等及び総括監督員

焼津市建設工事監督規程（平成8年焼津市訓令甲第3号）第2条の規定による。

(成績評定の時期)

**第4条** 成績評定の時期は、検査監等にあつては完成検査の時とし、担当監督員等及び総括監督員にあつては、工事の完成の時とする。

(成績評定の方法)

**第5条** 評定者は、工事ごとに独立して、監督又は検査により確認した事項に基づき、公正かつ公平に評価するものとする。

2 成績評定は、工事成績採点表(別記様式第1)及び細目別評定点採点表(別記様式第2)により行うものとする。この場合において、次の工事成績評定表を使用する。

(1) 130万円以上の工事 考査項目別運用表

(2) 130万円以上の建築・設備工事 考査項目別運用表（建築・設備工事）

3 成績評定は、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関して、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があつた場合はこれも考慮するものとする。

4 成績評定は、焼津市建設工事執行規則（昭和53年焼津市規則第14号）（以下「規則」という。）第39条 第5項及び焼津市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第31条第5項に規定する修補が必要とされたときは、当該修補が行われる前の状態で評定するものとする。

(工事評定点)

**第6条** 工事評定点は、法令遵守等を除き各評定者の評定点に次に掲げる評定者別配分表の配分率を乗じて得た点数の合計とし、小数点第1位を四捨五入し、整数として表示する。

評定者	担当監督員等	総括監督員	検査監等
配分率	0.4	0.2	0.4

2 前項による評定点に法令遵守等を減じて評定点合計とする。

3 評定点合計判定は、次の基準により行う。

- |        |          |
|--------|----------|
| A 優秀   | 100点～86点 |
| B 良好   | 85点～78点  |
| C 普通   | 77点～68点  |
| D やや劣る | 67点～60点  |
| E 劣る   | 59点以下    |

(成績評定の結果の通知)

**第7条** 市長は、規則 第39条 第2項及び約款 第31条 第2項により、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。なお、規程 第12条 第2項により、建設工事検査結果通知書（第3号様式（その2））に別表1「項目別評定表」を添えて、成績評定の結果を通知するものとする。

(評定結果の措置)

**第8条** 市長は、工事成績評定の工事成績が特に劣る場合は、その事情を調査し、焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成24年2月7日告示第30号 以下「要綱」という。）第2条 第1項により、別表1及び別表2の各号に掲げる措置基準のいずれかに該当した場合は、同要綱の定めるところにより必要な措置を行うものとする。

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改定は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。